

親投資信託
ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド

約款変更の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 <略></p> <p>② この信託は、<u>信託法（平成18年法律第108号）</u>（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 <同左></p> <p>② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）</u>（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。</p>
<p>(併合による信託)</p> <p>第2条の2 委託者は、受託者と合意のうえ、信託の併合（第49条第1項に規定するこの信託と他の信託との併合をいいます。以下、第7条の2、第7条の3第2項、第8条および第41条第1項において同じ。）の方法によって、第7条の2に規定する当該他の信託（以下「併合前の信託」といいます。）の信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2項に規定する併合に係る信託財産に限りません。）を、この信託の信託財産と合わせてこの信託に信託することができます。</p> <p>② 併合前の信託の名称および併合を行なう日（以下「併合日」といいます。）は、別に定めます。</p>	<p><新設></p>
<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第4条 この信託にかかる受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</p>	<p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</p>
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条第1項による受益権については1兆口を上限として信託金1円につき1口に均等に分割し、第2条第2項の規定に基づく追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、第2条の2の規定に基づ</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 委託者は、第2条第1項による受益権については1兆口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p>

<p>〈信託によって生じた受益権については、第7条の2の規定に準じて交付された口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② <略></p> <p>(併合前の信託の受益者に対する受益権の交付)</p> <p><u>第7条の2</u> 信託の併合が行なわれる場合、併合前の信託の受益者に対しては、その受益者に帰属していた併合前の信託の受益権口数に対応する併合前の信託の信託約款第8条に定める信託財産の純資産総額で取得可能な併合後の信託の受益権口数を交付します。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。</p> <p>(元本の額)</p> <p><u>第7条の3</u> この信託の元本は、1口当たり1円とします。</p> <p>② <u>投資信託財産の計算に関する規則</u>（平成12年総理府令第133号）の規定に従い、併合前の純資産の部の各項目をこの信託に引き継ぎ、信託の併合時の元本の額は併合時の口数に1円を乗じた額とし、併合前の信託の併合直前に計上されていた元本の合計額との差額は期末剩余金または期末欠損金に加減するものとします。</p> <p>(追加信託金の計算方法)</p> <p><u>第8条</u> 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。 <u>また、併合前の信託に関し、追加信託が行なわれる日までに信託の併合が行なわれる場合は、この信託の追加信託が行なわれたものとします。</u></p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)</p> <p>第10条 <略></p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に</p>	<p>② <同左></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(追加信託金の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金もしくは追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>(受益証券の発行および種類)</p> <p>第10条 <同左></p> <p>②～③ <同左></p> <p><新設></p>
--	---

<p>係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出することができます。</p> <p>⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。</p>	<新設>
<p>⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。</p>	<新設>
<p>⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。</p>	<新設>
<p>⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。</p>	<新設>
<p>⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。</p>	<新設>
<p>(利害関係人等との取引等)</p> <p>第12条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前条に掲げる資産への投資等ならびに第16条、第20条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p>	<新設>
<p>② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。</p>	<新設>
<p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及</p>	<新設>

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前条に掲げる資産への投資等ならびに第16条、第20条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができる、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 （削除）

（保管業務の委任）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<新設>

<新設>

（有価証券の保管）

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託

<p>(信託財産に関する報告等)</p> <p>第 36 条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。</p> <p>④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。また、併合前の信託に関し、一部解約の請求から当該一部解約を行なう日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、この信託の一部解約が行なわれたものとして第 2 項の規定を適用します。</p> <p>② <略></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第 42 条 <略></p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。</p> <p>④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を使用することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に</p>	<p>し保管させることができます。</p> <p>(信託財産に関する報告)</p> <p>第 36 条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。</p> <p>② <同左></p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第 42 条 <同左></p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の</p>
---	--

<p><u>当たる多数をもって行ないます。</u></p> <p>⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。</p> <p><削除></p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第46条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p> <p>② <略></p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大</p>	<p>一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第46条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② <同左></p> <p>(信託約款の変更)</p> <p>第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。た</p>
--	--

な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条の2 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

だし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<新設>

<新設>

(反対者の買取請求権)

第49条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第42条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(付表)

1. 約款第2条の2第2項の別に定める「併合前
の信託の名称」および「併合日」は次の通り
とします。

併合前の信託の名称 親投資信託 ノムラ
日本株戦略ファンド マザーファンド
併合日 2025年8月28日

(付表)

<新設>

以上